基準８

2023/12/23更新

|  |
| --- |
| **８　通信教育の課程への特例**  （１）通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.18）

|  |
| --- |
| Ｑ　通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回に拘らず記載してよいか。  Ａ　通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準3条及び5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。  また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとまり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。  コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとまりに基づいて作成する。 |

|  |
| --- |
| （２）大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.17）

|  |
| --- |
| Ｑ　通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。  Ａ　課程認定規準10（2）を適用する場合においては、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織は完全に同じであることが必要となる。  一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教育関係実施組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準10（2）の適用の範囲内となる。 |

※2023年度の改正により10から8に変更

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.83）

|  |
| --- |
| Ｑ　通信教育の課程における教職課程の場合、必要教職専任教員数は低減されるのか。  Ａ　通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における教職専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があり、必要教職専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要教職専任教員数を低減する規定はない。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.56）

|  |
| --- |
| Ｑ　2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。  （例）・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種  ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種  上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。  Ａ　共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4－8（4）の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご留意ください。 |